

# 平成13年2月 6日付け 包括外部監査の結果報告書

## 第1 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第 252条の37第 1 項、第 4 項及び四日市市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条第 2 項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件並びに事件を選定した理由

- (1) 財団法人霞ヶ浦振興公社の平成11年度の出納その他の事務の執行について
- (2) 財団法人霞ヶ浦振興公社への出資に係る四日市市（商工農水部）の平成11年度の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

#### 選定した理由

財団法人霞ヶ浦振興公社は、「スポーツ活動の振興および市民の健康増進ならびに市民活動の交流増進を図るため、霞ヶ浦会館を運営すると共に、併せて地方公共団体からの受託事業を行い、もって公益の増進に寄与すること」を目的として設立され、四日市市競輪事業特別会計よりの補助金及び市よりの職員の派遣を受けて運営している。

上記の設立趣旨に沿い、補助事業として適切な事業運営がなされているか、補助金は適正に管理され、かつ効率よく使われているかは、市民にとって大きな関心事である。

よって、財団法人霞ヶ浦振興公社の収支並びに財政状態を監査し、かつ当該公社の事業が有効に管理されているかを調査すべき必要性を認めたため。

#### 監査対象部署

財団法人霞ヶ浦振興公社、商工農水部事業課

### 3 監査対象期間：平成11年 4月 1日から平成12年 3月31日まで

### 4 外部監査の方法

監査の要点及び実施した主な監査手続は、（別紙：監査の方法）に記載した。

なお、監査手続の適用については、効率的な外部監査の実施という観点から、網羅的に行ったわけではなく、外部監査人として重要と判断したものに限定し、試査により行った。

### 5 外部監査の実施期間

平成12年 5月15日から平成13年 2月 1日まで

## 第2 外部監査の結果

選定した特定の事件に係る事務の執行状況について、証憑書類、関係帳簿との照合及び支出手続の法令等への準拠状況の監査を実施した結果、一部について下記のとおり改善を要する事項が認められた。適切な改善措置を講じられたい。

## 1 建物の取得価額について

- (1) 平成4年度に発生した建設用地についての地質調査費 2,163千円及び建物の基本設計業務委託料 5,665千円は、経費に処理されているが、これらの費用については、建物の取得価額に算入すべきものと判断する。
- (2) 平成11年度末現在、建物に 1,543,592千円計上されているが、契約書及び見積書等から判断すると、次のとおり建物及び建物付属設備以外の勘定科目に区分されるものが見受けられる。

建物	1,103,851 千円
建物付属設備	380,317 千円
構築物	36,142 千円
消耗品費	6,880 千円 (注1)
雑費	<u>16,399 千円 (注2)</u>
合計	<u>1,543,592 千円</u>

(注1) 消耗品費の取引内容は、厨房用品である。

(注2) 雑費の取引内容は、旧設備の解体撤去費用である。

## 2 什器備品の取得価額について

平成11年度末現在、什器備品の取得価額計上額42,904千円のうち、経理規程の定めより固定資産に計上すべきでない10万円未満の少額資産（合計27,122千円）を簿外資産として認識しているにもかかわらず、これを含めて経理している。

また、これらの簿外資産については、経理規程によれば消耗品台帳または簿外資産台帳にて管理することになっており、固定資産ではなく消耗品費等の経費科目に処理したうえで、簿外資産として管理すべきであった。

従って、この簿外資産を経費に振替えれば、什器備品の期末残高は15,782千円と訂正される。

## 3 無償取得した什器備品について

建物（霞ヶ浦会館）の竣工時に、絵画3点、花器2点、時計3点等を受贈しているが、固定資産には計上されていない。

経理規程によれば「贈与によって取得した固定資産については、その評価額」をもって固定資産に計上することとされている。当社の評価によれば、このうち3点 950千円は什器備品に計上し、他の5点は簿外資産として管理するよう改善されたい。

## 4 減価償却費について

経理規程によれば、減価償却の方法について「当該減価償却資産を取得した日の属する年の翌年度から、毎年度定額法により減価償却を行わなければならない」と規定されているが、これまで減価償却が実施されたことはない。

公益法人会計基準では、固定資産について減価償却を行うことは強制されていない。しかし、公益法人においても、法人組織の維持または事業活動の継続を意図する限り、減価償却を実施し、これを

収入により回収し、もって取替、更新のための資金を留保しておくべきである。また物理的・機能的に減価償却対象資産の経済価値が減少することは明らかであるから、減価償却を実施することなく、貸借対照表及び財産目録の当該資産の価値を過大に表示することを認めるべきではない。

減価償却については、当社の施設設備は全額補助金を原資として取得したものであるから、収入によって回収する必要はないとの立場から、減価償却不要とする意見があるかもしれない。もし減価償却不要とする意見に賛成するならば、事業に供用した期間に費用の配分がされないため、除却時に一挙に費用化することになり、さらに取替・更新のための再調達資金を再び四日市市から拠出することにもなりかねない。

前記の修正事項を加味して、平成11年度の減価償却費、減価償却累計額、未償却残高（帳簿価額）を試算すると、次のとおりである。

表：平成11年度の減価償却費、減価償却累計額、未償却残高（帳簿価額）の試算  
（単位：千円）

	建 物	建物付属設備	構 築 物	什 器 備 品	合 計	
耐用年数 (償却率)	60年 (0.017)	15年 (0.066)	20年 (0.050)	8年 (0.125)		
修正後の取得価額	1,111,679	380,317	36,142	15,782	1,543,922	
平成10年度	減価償却累計額	68,034	90,363	6,505	7,101	172,005
	帳簿価額	1,043,644	289,954	29,637	8,680	1,371,916
平成11年度	減 価 償 却 費	17,008	22,590	1,626	1,775	43,001
	減価償却累計額	85,043	112,954	8,132	8,877	215,007
	帳簿価額	1,026,635	267,363	28,010	6,904	1,328,914

- (注) 1. 耐用年数は計算の便宜上、主たる資産の税法に定める年数によった。  
2. 建物の耐用年数は、平成10年度税制改正前の年数によった。  
3. 贈与により取得した美術品 950千円は、非償却資産として上表に含めていない。

#### 5 固定資産取得のための補助金の会計処理について

四日市市から公社への補助金は、次のとおり支出された。

表：四日市市から公社への補助金支出額

(単位：千円)

年 度	建設費補助	借入金返済	利子補給金	運営費補助	合 計
平成 5年度	118,900	0	0	5,850	124,750
平成 6年度	268,990	0	14,889	26,330	310,209
平成 7年度	0	179,200	22,714	37,104	239,018
平成 8年度	0	179,200	14,287	28,823	222,310
平成 9年度	0	179,200	10,479	28,293	217,972
平成10年度	0	179,200	6,671	28,059	213,930
平成11年度	0	179,200	2,880	26,519	208,599
累 計	387,890	896,000	71,920	180,978	1,536,788

借入金返済のための補助金累計額 896,000千円は、会館建設資金としての借入金を返済する資金として、また利子補給金は上記借入金利子の支払資金として使用されており、用途は補助金交付の目的に従っており、これの事務処理は正規になされている。

平成11年度末正味財産の残高は 1,691,878千円と表示されているが、この内の主な部分は收受した補助金のうち固定資産に当てられた額であり、事業により稼得した剰余金に相当する部分はそれほど大きくはない。

借入金は当会社の運営管理する「霞ヶ浦会館」の施設及び設備建設の資金として借入れたものであるから、その返済資金の補助は実質的に会館建設のための補助金である。固定資産のうち償却資産を取得するための補助金については、補助金收受のときに収益があったと認識することなく、事業年度毎に減価償却費相当額を収益とする方法がある。

「独立行政法人会計基準」第75条第2項及び第3項によれば「その寄附財産について、寄附者がその用途を特定した場合又は独立行政法人が使用に先立ってあらかじめ計画的に用途を特定した場合においては、資産見返の負債項目を計上し、毎事業年度、減価償却相当額を取崩して収益に振り替えることが適当である。」としている。

霞ヶ浦振興公社は独立行政法人ではないので、すぐさま上記の会計基準を適用するには、困難を伴うものの、参考とすべき会計処理の方法と考えられる。また一般の事業会社においても、一時の納税を避ける方法としてはあるが、国庫あるいは地方公共団体からの補助金について、固定資産の圧縮損失の会計処理、あるいは資本剰余金として処理することにより利益の留保と区別する例もあり、公益法人においても事業に基づいた剰余金と区別する意味からも、有効な会計処理の方法といえる。

上記の方法を採用すれば、正味財産は補助金により取得した固定資産の平成11年度末未償却残高に相当する額 1,328,914千円が減額される。

(注) 資産見返の負債項目とする額は、次によった。

減価償却の対象とする固定資産の取得価額	1,543,922 千円
補助金の累計額	
四日市市（建設費補助）	387,890 千円
四日市市（借入金元金）	896,000 千円
車輛競技公益資金記念財団	300,000 千円
合計	1,583,890 千円

資産見返の負債項目とする額は、固定資産の取得額より補助金の額が多いので固定資産未償却残高の全額とする。

平成10年度末未償却残高	1,371,916 千円
平成10年度末借入金残高	179,200 千円
差引	1,192,716 千円
平成11年度末未償却残高	1,328,914 千円

## 6 電話加入権について

当公社において現在6回線（うち2回線はリースによる）の電話回線を使用しているが、それに見合う電話加入権の計上がなされていない。仮に平成11年度の相続税評価額によれば、80千円と評価される。

#### 7 修繕引当預金、備品購入積立預金について

平成11年度末の修繕引当預金の残高は29,000千円、備品購入積立預金の残高は3,361千円であり、積立額及び残高の推移は次表のとおりである。

表：修繕引当預金、備品購入積立預金の積立額及び残高の推移

（単位：千円）

	修繕引当預金		備品購入積立預金	
	積立額	残高	積立額	残高
平成7年度	0	0	0	3,361
平成8年度	15,000	15,000	0	3,361
平成9年度	7,000	22,000	0	3,361
平成10年度	4,000	26,000	0	3,361
平成11年度	3,000	29,000	0	3,361

（当公社決算書より）

いずれも理事会の承認のもとに具体的な計画に基づいて積み立てられた特定預金ではなく、その根拠は不明であり、収支差額の余裕の大小により操作された恣意的な処理と判断される。従って平成11年度貸借対照表の引当預金残高32,361千円を現金預金へ振替、収支計算書の特定預金支出のうち3,000千円は取消して同額当期収支差額を増加させると、結果として次期繰越収支差額は32,361千円増加する。

#### 8 宿泊事業費のうち消耗品費の支出について

消耗品費の支出について、請求書等の証憑書類の照合を行ったところ適切に処理され、また消耗品の受払い記録は整備されており、管理保管の状況は良好であった。

しかし、食堂・喫茶用材料、商品の年度末残高は棚卸資産に計上されているが、消耗品は棚卸資産に含められていない。受払い記録によれば平成11年度末消耗品の有高は、次のとおりである。

清掃用消耗品	606 千円
食堂・喫茶用消耗品	333 千円
合計	940 千円

#### 9 管理費人件費について

管理費に給料手当の計上はない。四日市市より派遣の職員が2名（うち1名は商工農水部理事、事務局局長兼務）あるが、出向者に係る給与を全額市が負担しているからである。平成11年度に市が負担した出向者給与は、共済費負担額を含めて11,946千円である。

市が給与を負担するのは、公社の財政難を理由とするものと思われるが、その分を市が財政負担を負っていることになる。市の負担が止むを得ない場合、出向者給与を公社への補助金とし、公社は収

入に計上するとともに、管理費給料手当に同額を計上すべきである。出向者の退職金負担額についても、同様の取扱いが考慮されるべきである。

なお、出向者の給与負担金については、四日市市と会社の間での取り決めがなされていない。負担金を免除する場合であっても、免除する合理的な理由を検討の上、覚書あるいは協定書等により、明らかにしておく必要がある。

#### 10 公益法人会計基準への準拠について

当会社の決算書は、公益法人会計基準に準拠して作成されているが、繰越金収入10,000千円は誤りであり、前期繰越収支差額に含めるべきである。このため収支計算書の当期収支差額が同額多く表示され、正味財産増減計算書の資産増加額のうち当期収支差額と同額の差異が生じている。

これは、資金の範囲に含まれる定期預金の満期額を繰越金収入に計上し、前期繰越収支差額を減額したもので、会計処理の誤りである。

#### 11 以上を修正事項として、平成11年度収支計算書総括表、正味財産増減計算書及び貸借対照表を調整すると、次のとおりである。

### 収支計算書総括表

平成11年4月1日から平成12年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 収 入 の 部		
基本財産運用収入	162	
事業収入	100,435	
補助金等収入	286,127	
負担金収入	295	
雑収入	395	
当期収入合計 (A)		381,421
前期繰越収支差額		46,845
収 入 合 計 (B)		428,266
II 支 出 の 部		
事業費	170,547	
管理費	201,236	
特定預金支出	2,530	
当期支出合計 (C)		374,313
当期収支差額 (A)-(C)		7,168
次期繰越収支差額 (B)-(C)		53,952

正味財産増減計算書

平成11年4月1日から平成12年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
	金	額
I 増加の部		
1 資産増加額		
当期収支差額	7,108	
棚卸資産増加額	1,014	
車輛運搬具	812	
退職引当預金	2,530	
計		11,465
2 負債減少額		
長期借入金減少額	179,200	
計		179,200
増加額合計		190,665
II 減少の部		
1 資産減少額		
建物減価償却額	39,599	
構築物減価償却額	1,625	
什器備品減価償却額	1,775	
計		43,001
2 負債増加額		
退職給与引当金	2,530	
補助資産見返	136,198	
計		138,728
減少額合計		181,730
当期正味財産増加額 (A)		8,935
期首正味財産額 (B)		98,418
期末正味財産合計額 (A)+(B)		107,353

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額	
	平成12年3月31日現在	平成11年3月31日現在
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	57,437	51,362
未収金	71	10
棚卸資産	1,556	542

流動資産合計		59,066		51,914
2 固定資産				
基本財産				
定期預金		50,000		50,000
基本財産合計		50,000		50,000
その他の固定資産				
建物	1,491,997		1,491,997	
減価償却累計額	197,997	1,293,999	158,398	1,333,599
構築物	36,142		36,142	
減価償却累計額	8,132	28,010	6,505	29,537
車輜運搬具	312		-	
減価償却累計額	-	812	-	-
什器備品	16,732		16,732	
減価償却累計額	8,877	7,854	7,101	9,630
退職給与引当預金		17,079		14,549
電話加入権		80		80
その他の固定資産合計		1,347,836		1,387,495
固定資産合計		1,397,836		1,437,495
資産合計		1,456,903		1,489,411
II 負債の部				
1 流動負債				
未払金		3,548		4,513
預り金		8		14
流動負債合計		3,556		4,527
2 固定負債				
長期借入金		-		179,200
退職給与引当金		17,079		14,549
補助資産見返		1,328,914		1,192,716
固定負債合計		1,345,994		1,386,465
負債合計		1,349,550		1,390,993
III 正味財産の部				
正味財産		107,353		98,418
(うち基本金)		( 50,000)		
(※正味財産当期増加額)		( 8,935)		
負債及び正味財産合計		1,456,903		1,489,411

### 計算書類に対する注記

#### 1 重要な会計方針

##### (1) 引当金の計上基準について

退職給与引当金は、当会社職員が平成11年度中に退職する場合の退職金を、当会社職員給与規程に



に基づき計算して計上した。

(2) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金・預金・未収金・未払金・預り金を含めている。なお、当期末残高は、下記3に記載するとおりである。

2 基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

表：基本財産の増減額及びその残高

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	50,000 円	- 円	- 円	50,000 円
合 計(基本金)	50,000	-	-	50,000

3 次期繰越収支差額の明細

表：次期繰越収支差額の明細

科 目	当期末残高
現金 預金	57,437 円
未 収 金	71
合 計	57,508
未 払 金	3,548
預 り 金	8
合 計	3,556
次期繰越収支差額	53,952

12 包括外部監査の結果報告書に基づく整理事務

平成12年度決算に反映させるべき事務処理は、以下のとおりである。(単位：千円)

借方		貸方	
構築物	36,142	建物	51,594
前期損益修正損	41,624	什器備品	26,172
預金	32,361	修繕引当預金	29,000
		備品購入積立預金	3,361
電話加入権	80	前期損益修正益	80
前期損益修正損	215,006	減価償却累計額	215,006
棚卸資産	940	前期損益修正益	940
正味財産	1,328,914	固定負債補助資産見返	1,328,914

「 | 結果 固定負債・補助資産見返増 1, 3 2 8, 9 1 4 | 」

### 第3 利害関係

監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252条の29の規定により記載すべき利害関係はありません。

以上

#### 別紙：監査の方法

##### 1 監査の要点

- ① 補助金等の交付について、合规に執行されているか。
- ② 補助金は適切に管理され、且つ補助目的に従って使用されているか。
- ③ 内部統制制度は有効に運用され、適正な会計処理がおこなわれているか。
- ④ 公益法人会計基準に従い、適正な決算書類が作成されているか。
- ⑤ 固定資産の維持管理は適切か。
- ⑥ 採算性を考慮した収益事業が営まれているか。
- ⑦ 公益の増進に寄与する事業が効率よく実施されているか。
- ⑧ 財政状態は健全か。

##### 2 実施した監査手続

###### 全般を把握するために行った手続

- ① 商工農水部事業課において、財団法人霞ヶ浦振興公社の設立の経緯、趣旨を質問し、事業目的、事業の現況を把握した。
- ② 平成11年度四日市市競輪事業特別会計決算書を閲覧し、財団法人霞ヶ浦振興公社への支出金額と当公社の収入金額を照合した。
- ③ 財団法人霞ヶ浦振興公社の過去5年間の収支、財政状況の推移表を作成し、現状並びに傾向を把握し、異常性の有無を検討した。
- ④ 財団法人霞ヶ浦振興公社の事務手続及び内部統制の整備・運用状況に関する質問を行い、その合规性について検討した。

###### 個々の項目について行った手続

- ① 商工農水部事業課より、四日市市補助金等交付規則に定める「補助金等交付申請書」、「補助金等交付決定通知書」、補助金決定の稟議のための回議用紙等を入手し、補助金交付の手続の合规性を確かめた。
- ② 商工農水部事業課より、出資団体監査調書、補助金交付状況表、債務負担行為調書を入手し、財団法人霞ヶ浦振興公社に対する指導監督の状況を検討した。

- ③ 財団法人霞ヶ浦振興公社の取引記録につき、主に下記の手続により内部統制の有効性を検討し、帳簿記録の正確性及び事務の合規性を調査した。
- ア 入金を証する書類と入金記録、出金を証する書類と出金記録との照合
  - イ 預金通帳と関係帳簿の記録とを照合
  - ウ 固定資産の取得に関する入札関係書類、見積書、契約書、決裁書等により、固定資産購入の手続を確かめ、帳簿記録との照合、比較、分析、質問
  - エ 借入金に関する契約書、利息計算書、理事会議事録等により、借入、返済、利息の帳簿記録との照合、分析、比較、質問
  - オ 事業収入、受託収入に関する契約書と帳簿記録との照合、分析、比較
  - カ 宿泊、貸室に関して予約申し込み、精算書、請求書、領収書等により、事業収入計上の手続を確かめ、帳簿記録との照合、分析、比較、質問
  - キ 給料手当、賃金、報償費に関し職員給与規定、臨時従業員就業規程、出勤簿、給与台帳、職員名簿、所得税関係書類等により給与支払手続を確かめ、帳簿記録との照合、分析、比較、質問
  - ク 経費に関し契約書、納品書、請求書、領収書等により、経費計上の手続を確かめ、帳簿記録との照合、分析、比較、質問
- ④ 財団法人霞ヶ浦振興公社の財務諸表項目につき、主に下記の手続により残高の正確性、評価の妥当性を検討した。
- ア 預金残高につき、預金通帳を実査、照合
  - イ 棚卸資産につき、実地棚卸記録、受払記録と照合、分析、比較、質問
  - ウ 固定資産につき、
    - ・ 固定資産一覧表、固定資産台帳と照合、視察、実査
    - ・ 登記簿謄本の閲覧
    - ・ 移動、処分等減少の有無及びその処理、簿外資産の管理状況を質問
    - ・ 無償取得資産の有無及びその処理を質問し現物を確認
    - ・ 減価償却の計算
  - エ 特定引当預金につき、積立の根拠、必要性を検討
  - オ 未払金につき、契約書、請求書、給与計算書等と照合、分析、比較、質問
  - カ 退職給与引当金につき、退職金要支給額計算書、職員給与規程、給与台帳等により、計上額の妥当性を検討
  - キ 資金収支項目につき、総勘定元帳、その他の収支を明らかにする書類と照合し、予算との差異の重要なものについて、分析、質問
- ⑤ 予算の編成、執行につき、予算見積書、歳入予算収入状況表、歳出予算執行状況表、収支予算差引簿等により、予算制度の適正性を検討した。
- ⑥ 財団法人霞ヶ浦振興公社の補助金収入と補助金の使途の関連を比較、分析し、補助金査定の妥当性を吟味した。
- ⑦ 財団法人霞ヶ浦振興公社の事業の種類別収支につき、比較、分析し、効率性、有用性に反する運営活動の有無を検証し、且つ今後の経営上の課題について検討した。
- ⑧ 財団法人霞ヶ浦振興公社の決算書につき、その表示方法の妥当性、及び公益法人会計基準への

準拠性を検討した。